

平成27年12月第2回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成27年12月4日第2回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

11番 鞠 子 幸 則 12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 いと子 14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満 16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ 18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長			
職務代理者	三戸部 貞 雄	総務課長	佐藤 浄
副町長			
企画財政課長	吉田 充彦	用地対策課長	佐藤 雅徳
税務課長	西山 茂男	町民生活課長	南條 守一
福祉課長	阿部 清茂	被災者支援課長	吉田 美和子
健康推進課長	岡元 比呂美	農林水産課長	齋藤 幸夫
商工観光課長	齋 義弘	都市建設課長	佐々木 人見
復興まちづくり課長	櫻井 禎	上下水道課長	川村 裕幸
会計管理者兼会計課長	牛坂 昌浩	教育課長	岩城 敏夫
教育次長兼学務課長	鈴木 邦彦	生涯学習課長	佐藤 和江
農業委員会事務局長	菊地 和彦	選挙管理委員会書記長	佐藤 浄
代表監査委員	澤井 俊一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子 司	庶務班長	伊藤 和枝
主 事	櫻井 直規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 陳情第8号 医療型障害者福祉施設の建設及び運営法人の誘致に関する陳情

午前 10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成27年12月第2回亘理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 小野一雄議員、4番 佐藤邦彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から12月11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの8日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

齋藤町長が療養中であることから、本定例会中は、三戸部副町長が町長職務代理者を務める旨、報告を受けております。

第2、町長職務代理者提出議案についてであります。町長職務代理者から、諮問1件、条例案6件、補正予算案8件、契約18件、その他7件、合計40件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を6名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情5件、要望1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、「議員派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定いたしましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」1件が提出されておりますので報告します。

第6、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長職務代理人、登壇。

〔町長職務代理人 三戸部 貞雄 君 登壇〕

町長職務代理人（三戸部貞雄君） おはようございます。では、説明を申し上げたいと思います。

本日、第2回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案39件及び諮問1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案についてご説明申し上げます。

議案第95号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、届出書等に個人番号及び法人番号を追加するなど関係条例の整備を行うものであります。

議案第96号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号に基づき、本町が独自に個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第97号「互理町農業振興基金条例」につきましては、吉田東部地区における大規模太陽光発電施設の設置者から農業農村の振興を目的に毎年寄附を受けることになったことから、その寄附金の効率的運用及び管理のため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく「互理町農業振興基金」を設置するものであります。

議案第98号「互理町防災集団移転促進事業移転先団地内集会所設置条例」につきましては、防災集団移転促進事業による移転に伴い、集団移転先団地内に新たに建設される集会所の設置及びその管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものであります。

議案第99号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一

部を改正する条例」につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、公務員共済組合の組合員が厚生年金保険制度に加入されることに伴い、議会の議員その他非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、改正された法律に基づいて年金等が支給されるための規定の改正を行うものであります。

議案第100号「亙理町町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、平成26年度の税制改正において納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われ、地方税の猶予制度につきましても平成27年度の税制改正で所要の見直しが行われたことなどから、その改正等に基づき町税条例の一部を改正するものであります。

議案第101号「物品購入契約の締結について（平成26年度（繰越）亙理町防災集団移転促進事業集会所整備事業（復交）」につきましては、去る11月20日に見積もり徴収を行った荒浜中野地区、吉田舟入北地区、亙理江下地区の集会所3棟の購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第102号「工事請負契約の締結について（平成27年度 亙理第2-1号污水枝線工事）」から議案第104号「工事請負契約の締結について（平成27年度亙理第5-3号污水枝線工事）」までの3件の議案につきましては、去る10月23日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第105号「工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）」につきましては、去る11月13日に入札を執行した避難道路である町道荒浜江下線の橋梁架設工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第106号「工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）」から議案第108号「工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）」までの3件の議案につきましても、避難道路及び吉田地区の2線堤整備事業になりますが、去る11月13日に入札を執行したそれぞれの工事における工事請負契約を締結するに

当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第109号「工事請負契約の締結について（平成27年度鳥の海公園敷地造成工事）」につきましても、被災した陸上競技場及び野球場の災害復旧に伴う造成工事になりますが、去る11月13日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第110号「工事請負契約の締結について（平成27年度下茨田橋架替工事（復交）」につきましても、去る11月13日に入札を執行した下茨田橋の拡幅に伴う架け替え工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第111号「工事請負契約の締結について（平成27年度吉田地区（その1）防災公園整備工事（復交）」につきましても、災害危険区域において津波襲来時に避難がおくれた方の生命を守るため、一時的な避難が可能な防災公園を整備する事業ですが、去る11月13日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第112号「工事請負契約の締結について（平成27年度亘理第5-1号污水枝線（その2）工事）」につきましても、去る11月13日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第113号「工事請負契約の締結について（平成27年度 23都災第2956号亘理第三処理分区（その1）災害復旧工事）」から議案第116号「工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第三工区災害復旧工事）」までの4件の議案につきましても、荒浜地区の被災した施設の災害復旧事業になりますが、去る11月13日に入札を執行したそれぞれの工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第117号「工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）」及び議案第118号「工事請負変更契約の締結について（平成

27年度（復交）町道五十刈線道路改良（その2）工事）」の2件の議案につきましては、現場精査の結果、工事の設計内容を変更するため請負金額をそれぞれ増額及び減額を行う変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第119号「権利の放棄について」につきましては、未納となっている土地貸付料について、債務者の所在等が不明で債権回収の見込みがないため、この債権に係る権利を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第120号「あっせんの申立てについて」につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して、町が実施した放射能対策に要した費用の一部について東京電力株式会社に損害賠償を求めたが、これに応じないことからあっせんを申し立てるために提案するものであります。

議案第121号「公有水面埋立に関する意見について」につきましては、県道荒浜港今泉線及び町道荒浜築港線を高盛り土構造で整備するに当たり、二線堤としての機能を確保するため二号排水路部の橋梁を廃止し、ボックスカルバートで整備することにより盛り土構造の道路を連続させることから、公有水面の埋め立てが必要となるものであります。工事の施工に当たり、宮城県知事に対して埋め立て免許取得に係る申請を行ったところ、公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたことから、同条第4項の規定により異議ない旨の意見を述べるため議会の議決を求めるものであります。

議案第122号「土地の取得について」（荒浜海岸緩衝緑地整備事業）につきましては、亘理町震災復興計画の基本理念である「安全・安心・元気のあるまち 亘理」に基づいた災害に強いまちづくりを進めるために、五百年から千年に一度の頻度で発生すると想定される大津波から町民の生命を守り、財産の損失を軽減させることを目的に整備するものであり、その事業に係る用地1万752.18平方メートルを968万円で取得することについて、地権者である東北財務局長との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第123号「字の区域を変更することについて」につきましては、造成工事が

完了した亘理中央地区工業団地内には4つの字があり、分譲用地や敷地内道路等で複数の字にまたがる用地があることから、今後売却する用地等が複数の字にならないよう団地内の字を統一するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第124号「公の施設における指定管理者の指定について」につきましては、社会福祉法人宮城県福祉事業協会に対し「中町児童クラブ」の管理・運営について、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第125号「亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について」につきましては、亘理名取共立衛生処理組合の事務所の位置が、岩沼市寺島字川向45番地の53から岩沼市下野郷字新藤曾根1番地の1に改められることに伴い、亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第126号「平成27年度亘理町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,430万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億7,100万6,000円とするものであります。

初めに、各款にわたり職員人件費の追加補正を行っておりますが、これは4月以降の職員人事異動によるもののほか、11月から採用している任期付職員8名分に係る給料、職員手当、共済費が主なものであります。

それでは、2款総務費から今回の補正の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、初めに、常磐自動車道スマートIC整備事業費において現在整備中である常磐自動車道鳥の海スマートICが平成28年3月に開通予定であることから、開通式を実施し完成を祝うとともに、今後の利用促進を図るため開通式典に係る経費として206万5,000円を追加補正するものであります。次に、姉妹都市等関係経費において、昨年11月に友好都市協定を締結した大分県日出町の小学生を招待し、交流事業を行うための経費として282万4,000円を追加補正するほか、町税等還付経費において雑損控除等により個人住民税などの還付金が不足する見込みであることから223万9,000円を追加補正するものであります。

さらには、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費につきましては、地方創生関連の事業になりますが、岩沼市と連携して新たな“ひと”の流れを呼び込むための広域的な観光施策を図り、交流人口及び定住人口の増加を推進するため、あぶくまりバーサイドにぎわい創出事業費として企画分野と観光分野合わせ総額2,753万円を追加補正するものであります。最後に、今回の東日本大震災復興交付金第13回配分額で認められたそれぞれの復興交付金について、東日本大震災復興交付金基金に10億8,005万2,000円を積み立てするものが総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、初めに亘理町国民健康保険特別会計経費において繰出金4,864万9,000円を追加補正するほか、臨時福祉給付金経費において給付対象者が増加していることなどから臨時福祉給付費補助金634万2,000円を追加補正するものや、介護保険事務経費において、亘理町介護保険特別会計に対する繰出金957万8,000円を追加補正するものであります。次に、障害者福祉費において障害者福祉サービス利用者及び利用率の増加などから扶助費を1,367万9,000円追加補正するもののほか、児童福祉事務経費において現在認可外保育施設として運営している家庭保育園フレンドとちびっこランド亘理園が平成28年度から小規模保育事業を開設予定であることから、その開設費用に対する小規模保育設置促進事業補助金939万2,000円を追加補正するものであります。さらには、障害児福祉事業経費において障害児施設利用者及び利用率の増加などから扶助費を723万4,000円追加補正するもののほか、地域子ども子育て支援事業費につきましては、子ども子育て支援新制度による幼稚園の一時預かり事業において、国の実施要綱等の整備がおくれ実施予定幼稚園が今年度実施を見送ったため、委託料214万円を減額補正するものであります。また、災害救助経費として災害援護資金貸付金の償還金2,830万円を追加補正するものが民生費のその主なものであります。

4款衛生費につきましては、上水道費において東日本大震災に伴う上水道施設の災害復旧事業費が確定したことから、水道事業会計災害復旧事業繰出金630万4,000円を減額するものが主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、初めに東日本大震災農業生産対策事業費において、当初予算で吉田字須賀畑地内に（仮称）グランパ亘理ファームが野菜の水耕栽培施設建設を計画しておりましたが、事業を断念したことなどから補助金3

億107万6,000円を減額補正するものであります。次に、地方創生（農林水産分野）連携事業費になりますが、宮崎県日南市、静岡県磐田市、亶理町の3市町でそれぞれ付加価値の高いマンゴー、トマト、パプリカ等の機能性野菜、イチゴの生産に力を入れておりますが、市場価値及び供給量の向上や生産技術の継承といった共通の課題を抱えていることから、3市町でブランディング連携推進協議会を立ち上げ、ブランディングの強化や新規就農者の拡大等に関する事業を推進するための経費として250万円を追加補正するものであります。次に、機構集積協力金交付事業費につきましては、当事業は農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた地域及び個人を支援する全額国費負担の事業であります。今回経営転換等を図った農業者に対する経営転換協力金として補助金530万円を追加補正するものであります。続いて、用排水路管理経費において9月の台風18号等の影響による排水路補修等に伴う機械借り上げ料として270万円を追加補正するほか、同じく台風18号等の影響で多量の土砂が堆積している上郡排水路及び落し掘承水路の浚渫事業に対する亶理土地改良区への農業施設災害対策事業補助金として500万円を追加補正するものであります。さらには、鳥の海湾防災緑地整備事業費につきましては亶理町震災復興計画に基づき、鳥の海湾防潮堤の背後地に計画している防災緑地の整備に必要な用地を取得するため、公有財産購入費として1,517万円を追加補正するものであります。最後に農業振興基金費につきましては、吉田浜地区においてメガソーラー事業を実施予定である山佐株式会社から、農業農村振興の一助として750万円の寄附の申し出があり、同社では今後約20年間にわたり寄附を行う意向であることから、基金に積み立てをした上で農業農村振興の施策に活用するため、農業振興基金寄附積立金として750万円を追加補正するものであります。以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、地域活性化イベント事業経費において3月のまるごとフェア開催に向け経費の不足が生じる見込みであるため、不足額として200万7,000円を追加補正するものが主なものであります。

8款土木費につきましては、初めに道路新設改良費において社会資本整備総合交付金事業の交付額決定に伴い4事業において総額1億1,511万9,000円を減額補正するほか、河川整備事業費において神宮寺地区内の岩地蔵用水路の下を横断する農業用排水管改修のため、工事請負費650万円を追加補正するものであります。次

に、公共下水道費につきましては、社会資本整備総合交付金事業等の交付金の採択状況等による減などに伴い、亘理町公共下水道事業特別会計に対する繰出金1億6,774万7,000円を減額するものであります。続いて復興事業費になりますが、初めに防災集団移転促進事業費において今後購入を予定している荒浜中野地区、吉田舟入北地区、亘理江下地区の各集会所の机や椅子などの備品購入として245万4,000円を追加補正するものであります。さらには、下水道整備事業費として、亘理町公共下水道事業特別会計に対する繰出金3,000万円を追加補正するほか、市街地復興関連小規模施設整備事業費において箱根田東線道路改良工事に伴う2件の物件補償が必要となったことから、補償調査のための委託料及び保障費合わせて573万1,000円を追加補正するものがその主なものであります。

10款教育費につきましては、教育総務費において私立幼稚園就園奨励費補助金の支給対象者がふえていることから294万円を追加補正するもののほか、保健体育施設費において荒浜体育館の正面玄関外側部分で雨漏りが発生しており早急な修繕が必要なことから、工事請負費として290万5,000円を追加補正するものがその主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、復旧・復興事業費の減額に伴い、震災復興特別交付税7,987万7,000円を減額補正するものであります。

11款分担金及び負担金につきましては、歳出で説明いたしましたあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業に伴う岩沼市からの負担金として968万8,000円を追加補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、歳出における社会福祉費や障害者福祉費等の増額に係る国庫負担金・補助金の追加補正や、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う国庫補助金の減額補正のほか、東日本大震災復興交付金事業に関連して避難道路新設・整備事業交付金等総額10億7,773万9,000円を追加補正するものであります。さらには、あぶくまりバーサイドにぎわい創出事業等に対する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,984万2,000円を追加補正するものがその主なものであります。

14款県支出金につきましても、国庫支出金と同様に歳出における社会福祉費や障害者福祉費等の県負担分として、それぞれの負担金・補助金を追加補正するもの

のほか、農林水産業費県補助金において東日本大震災農業生産対策交付金等の減額補正と、農地集積・集約化対策事業補助金の追加補正を合わせ、総額2億7,800万2,000円を減額補正するものがその主なものであります。

16款寄附金につきましては、全国の方々から災害復旧・復興のための寄附やふるさと納税等として16件、総額802万9,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。改めて衷心より御礼を申し上げさせていただきます。

19款諸収入につきましては、災害援護資金貸付金の返還があったことから、貸付金元金収入として2,858万9,000円を追加補正するもののほか、平成26年度分の後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の精算に伴う返還額として1,852万4,000円を追加補正するものが主なものであります。

17款繰入金につきましては、復旧・復興事業の財源として震災復興基金繰入金411万1,000円及び東日本大震災復興交付金基金繰入金2,700万円を追加補正するもののほか、亶理地区中央工業団地の用地売却に伴い宮城県から借り入れしている工場立地盤整備事業貸付金を一部繰り上げ償還するため、工業用地等造成事業特別会計における不足額の調整として同会計からの繰入金5,762万2,000円を減額補正するものであります。また、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金898万4,000円を減額補正するものであります。

議案第127号「平成27年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,804万9,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費において当初想定した給付費の伸び以上に一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費が増加していることから、その不足額合わせて1億3,291万1,000円を追加補正するものであります。

次に、6款介護納付金になりますが、平成25年度分の精算に基づく額の確定などにより負担金3,382万1,000円を減額補正するものであります。

11款諸支出金につきましては、平成26年度に交付を受けた療養給付費負担金及び調整交付金、退職者医療療養給付費交付金の精算に基づく額の確定により、合わせて4,254万3,000円を返還金として追加補正するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金において療養給付費等負担金687万6,000円を減

額補正するもののほか、歳出における保険給付費等の増加に伴い財政調整交付金（国）1,009万2,000円を追加補正するものであります。さらには、前期高齢者交付金において額の確定に伴い1億1,517万5,000円を追加補正するほか、県支出金において被災者健康支援事業補助金200万3,000円を追加補正するものであります。また、繰入金において保険基盤安定負担金の計算方式の改正に伴い、一般会計からの繰入金4,809万7,000円を追加補正するとともに、歳入歳出差し引きの超過額として財政調整基金繰入金2,566万1,000円を減額補正するものがその主なものであります。

議案第128号「平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,710万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,478万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、初めに1款一般管理費において人件費及び消費税等の公課費の増額を合わせ1,026万8,000円を追加補正するものであります。

次に、2款下水道事業費につきましては、社会資本整備事業費において交付金の採択状況等に伴う減額補正と、単独事業費においてあぶくま地区污水管布設工事が国の復旧工事の進捗により減額となる分を合わせ1億5,153万2,000円減額補正するほか、荒浜雨水ポンプ場吐出槽かさ上げ工事請負費として3,000万円を追加補正するものであります。

3款災害復旧費につきましては、下水道施設災害復旧費において当初予定していた単独事業費での安全施設等工事を荒浜災害危険区域内に整備する防災公園、パークゴルフ場等の施設整備事業の詳細が判明した後に実施するものとしたために9,900万円を減額補正するものであります。

また、4款公債費につきましては、平成26年度債借り入れに伴う影響額として、地方債利子683万7,000円を減額補正するものが今回の補正の内容であります。

歳入につきましては、社会資本整備事業交付金の採択状況等に伴い交付金3,900万円を減額補正するほか、一般会計からの繰入金1億3,774万7,000円を減額補正するものや繰越金2,214万6,000円を追加補正するものであります。さらには、雑入において平成26年度から繰り越しを行った事業について、平成26年度に支払った前払い金以上に契約金額が減額となったことから、超過額の返還を受けるため

550万円を追加補正するもののほか、歳出における社会資本整備事業費と災害復旧費の減額に伴い、公共下水道事業債4,890万円と災害復旧復興事業債2,000万円を減額補正するものがその主なものであります。

最後に地方債の変更になりますが、公共下水道事業債について歳出における社会資本整備事業費の減額に伴い、起債限度額を3億5,540万円から2億8,650万円に減額するとともに、公共下水道資本費平準化債の起債限度額を2億3,190万円から2億3,280万円に増額するものであります。

議案第129号「平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,370万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,498万8,000円とするものであります。

歳出2款保険給付費につきましては、今年度の給付実績に基づき給付費を補正するものであり、居宅介護サービス計画給付費300万3,000円のほか、特定入所者介護サービス費1,590万4,000円を追加補正するものであります。また、その財源として介護給付費準備基金積立金475万2,000円を減額補正するものがその主なものであります。

歳入につきましては、歳出2款保険給付費における各給付費等の補正に対する国・県支出金、介護給付費繰入金などのルール分としての追加補正を行うほか、8款事務費繰入金として687万3,000円を追加補正するものがその主なものであります。

議案第130号「平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,150万9,000円とするものであります。補正の内容としては職員人件費の追加補正と「わたり温泉鳥の海」運営のための寄附といたしまして5件、総額307万円の寄附を頂戴したことから、この307万円をわたり温泉鳥の海運営基金に積み立てるものがその主なものであります。貴重なご寄附を頂戴しましたことに衷心より心から御礼申し上げます。

議案第131号「平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,574万4,000円とするものであります。

す。補正の内容としては、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金について、その負担金が確定したことにより65万円を追加補正し、歳入として同額を一般会計より繰り入れるものであります。

議案第132号「平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,188万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,836万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、ガスバルブステーション用地として石油資源開発株式会社への売却が決定したことから、土地売り払い収入として3,183万4,000円を追加補正するほか、歳出において今回の売却分と平成27年度に舞台アグリイノベーション株式会社への売却を完了した分について、宮城県から借り入れている工場立地基盤整備事業貸付金4億円のうち、面積割分を規定に基づき一部繰上償還するため、償還金8,950万7,000円を追加補正するものであります。また、歳入歳出差し引きにより不足額として一般会計繰出金5,762万2,000円を減額補正するのが主な内容であります。

議案第133号「平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきましては、漏水修理等費の増額及び平成26年度債の利息確定による減額を合わせ108万5,000円増額し、総額を8億8,077万3,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、災害復旧事業に伴う国庫補助金等の減などを合わせ4,347万7,000円を減額し、総額を2億310万7,000円とするものであります。

予算第5条に定めた起債の目的及び限度額につきましては、配水管整備事業債の起債限度額を1億620万円から1億570万円に減額するとともに、災害復旧事業債についても起債限度額を510万円から280万円に減額するものであります。

予算第9条に定めた他会計からの補助金につきましては、事業費の確定に伴い災害復旧事業補助金を296万6,000円減額し、総額を1,753万7,000円とするものであります。

最後に、諮問案件についてでございますが、諮問第3号「人権擁護委員の推薦に

つき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち1名の委員の任期が平成28年3月31日に満了するため、新たに佐々木みよ子殿を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案等の説明となりますが、慎重にご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げて説明を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 陳情第8号 医療型障害者福祉施設の建設及び運営法人の誘致
に関する陳情

議長（佐藤 實君） 日程第4、陳情第8号 医療型障害者福祉施設の建設及び運営法人の誘致に関する陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第8号については、お手元に配付しました陳情文書表のとおり教育福祉常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時50分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 小 野 一 雄

署 名 議 員 佐 藤 邦 彦